

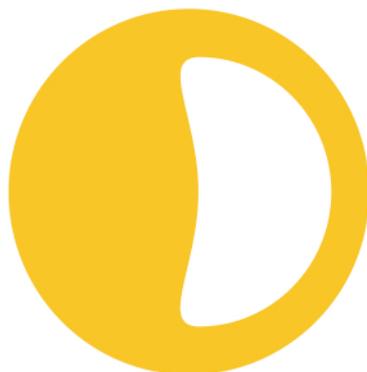
2019年度版

ドゥーラ賠償責任保険制度のご案内

施設所有管理者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・生産物賠償責任保険

(引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社)

～ドゥーラの皆さまが安心サービスを提供するために～



doula

◆保険期間◆

2019年4月1日午後4時から 2020年4月1日午後4時まで
(中途加入の場合、毎月1日午後4時から)

◆申込締切(必着)◆

新規・更改時：ドゥーラ協会指定の締切日まで

中途加入時：補償開始月の前月15日※土日祝の場合は前営業日

一般社団法人ドゥーラ協会

1. ご加入対象者・被保険者

一般社団法人ドゥーラ協会から産後ドゥーラの認定を受けている方が対象となります。

※本契約は一般社団法人ドゥーラ協会を契約者とした団体契約です。一般社団法人ドゥーラ協会の認定者でない方はご加入いただけません。

2. 保険の内容

本制度は、ドゥーラサポートの業務中に第三者の身体に障害を与えたり、その財物を損壊させた場合で、被保険者(保険の対象になる方)に法律上の損害賠償責任が生じたとき、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を保険金額の範囲内でお支払いします。法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた賠償金は保険金のお支払対象になりません。

3. お支払いする主な事故(例)

【施設所有管理者賠償】

以下の事故により法律上の賠償責任を負担することにより被る損害

- ドゥーラサポート業務が原因で生じた事故
- 建物や設備等の所有、使用または管理上の不備が原因で生じた事故
- ベビーベッドの柵をきっちりとしめず、赤ちゃんが落ちてケガをさせてしまった。
- ドゥーラが子どもと遊んでいるとき、ドゥーラの不注意により子供が転んで前歯を折ってしまった。
- 調理をしていて、調理器具を壊してしまった。
- ドゥーラサポートのイベント内で保育中、目を離れた時にケガをさせてしまった。
- 自転車を使って子どもの送迎をした際に、転倒しケガをさせてしまった。

【受託者賠償】

利用者から預かった物(受託物)を管理している間に、火災、盗難、取扱上の不注意などにより損壊したり盗まれたりしたことにより、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害

- お子さまと遊ぶため・送迎等で家にある物を持ち出したが、ドゥーラが壊してしまった。
- 保育園のお迎えのために利用者から借りた自転車を壊してしまった。

【生産物賠償】

業務中に提供した飲食物が原因で食中毒が発生した場合など、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体に障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

- 料理を提供したところ、利用者が食中毒になってしまった。

4. お支払いする保険金

【施設所有管理者賠償・生産物賠償】

①損害賠償金

身体賠償・・・治療費、休業損失、慰謝料

財物賠償・・・修理費、再調達費など(注)

②被害者に対する応急手当、緊急措置などの費用

③訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬(損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。)

(注)修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

④人格権侵害補償(A型を除きます。)

保険期間中に、被保険者の業務上の行為に起因する人格権侵害または宣伝障害(不当な身体の拘束による第三者の自由の侵害や名誉毀損、プライバシーの侵害、著作権侵害等)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

⑤被害者対応費用補償

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用を補償します。

⑥事故対応特別費用補償

基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。 など

【受託者賠償】

①損害賠償金

受託品の修理費、再調達費(注) など

②訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬(損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。)

など

(注)修理費・再調達に要する費用については、その受託物の時価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額)を超えない範囲でお支払いします。

5. お支払いできない主な事故

<1>共通

- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 など

<2>施設所有管理者賠償責任保険

- ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、昇降機もしくは自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車(をいいます。))の所有、使用もしくは管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任
- ③ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは沁らるる液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 仕事の終了後または仕事を放棄した後に、その仕事の結果に起因する賠償責任
- ⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- ⑦ 支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
 - ア. 記名被保険者の役員または使用人
 - イ. 記名被保険者の下請負人
 - ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

<3>受託者賠償責任保険

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐取に起因する賠償責任
- ② 被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ④ 受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)、ねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任
- ⑤ 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪などによる受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任 など

<4>生産物賠償責任保険

- ① 生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物とそのものをいい、その他の部分は含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)
- ② 記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 など

6. 保険期間

2019年4月1日午後4時から2020年4月1日午後4時までの1年間

《中途加入の場合》

毎月1日午後4時から2020年4月1日午後4時まで

7. 保険金額

(保険期間:1年)

| 補償内容 | | 保険金額 | 加入プラン | | |
|---------------------------------|----|-----------|---------|---------|---------|
| | | | A型 | B型 | C型 |
| 施設所有管理者 (自己負担額) (財物のみ1万円) | 身体 | 1名につき | 5,000万円 | 1億円 | 1億円 |
| | | 1事故につき | 1億円 | 2億円 | 3億円 |
| | 財物 | 1事故につき | 1,000万円 | 1,000万円 | 1,000万円 |
| 生産物 (自己負担額:なし) | 身体 | 1名につき | 3,000万円 | 5,000万円 | 1億円 |
| | | 1事故・保険期間中 | 1億円 | 1億円 | 3億円 |
| 受託者 (自己負担額:1万円) | 財物 | 1事故・保険期間中 | 100万円 | 100万円 | 100万円 |
| 人格権侵害 (施設・生産物) | - | 1名 | - | 100万円 | |
| | | 1事故・保険期間中 | - | 1,000万円 | |
| 被害者対応費用 (施設・生産物) | - | 1名 | 1万円 | | |
| | | 保険期間中 | 50万円 | | |
| 事故対応特別費用 (施設・生産物) | - | 保険期間中 | 1,000万円 | | |

8. 年間保険料(1名あたり)

| 加入プラン | 保険期間 |
|-------|---------------------|
| | 2019年4月1日～2020年4月1日 |
| A型 | 8,400円 |
| B型 | 9,600円 |
| C型 | 12,000円 |

9. 中途加入保険料

保険期間: 2019年4月1日午後4時から2020年4月1日午後4時まで

| ご加入期間 | 申込締切日 | A型 | B型 | C型 |
|-------------------------------|-------------|--------|--------|---------|
| 2019年5月1日～2020年4月1日 (11か月) | 2019年4月15日 | 7,700円 | 8,800円 | 11,000円 |
| 2019年6月1日～2020年4月1日 (10か月) | 2019年5月15日 | 7,000円 | 8,000円 | 10,000円 |
| 2019年7月1日～2020年4月1日 (9か月) | 2019年6月14日 | 6,300円 | 7,200円 | 9,000円 |
| 2019年8月1日～2020年4月1日 (8か月) | 2019年7月12日 | 5,600円 | 6,400円 | 8,000円 |
| 2019年9月1日～2020年4月1日 (7か月) | 2019年8月15日 | 4,900円 | 5,600円 | 7,000円 |
| 2019年10月1日～2020年4月1日 (6か月) | 2019年9月13日 | 4,200円 | 4,800円 | 6,000円 |
| 2019年11月1日～2020年4月1日 (5か月) | 2019年10月15日 | 3,500円 | 4,000円 | 5,000円 |
| 2019年12月1日～2020年4月1日 (4か月) | 2019年11月15日 | 2,800円 | 3,200円 | 4,000円 |
| 2020年1月1日～2020年4月1日 (3か月) | 2019年12月13日 | 2,100円 | 2,400円 | 3,000円 |
| 2020年2月1日～2020年4月1日 (2か月) | 2020年1月15日 | 1,400円 | 1,600円 | 2,000円 |
| 2020年3月1日～2020年4月1日 (1か月) | 2020年2月14日 | 700円 | 800円 | 1,000円 |

10. ご加入手続き

《加入依頼書・保険料お振込みの締切日》

新規、更改の場合: ドゥーラ協会指定の締切日まで

中途加入の場合: 補償開始月の前月15日※

※土日祝日の場合は前営業日

《お申込方法》

一般社団法人ドゥーラ協会窓口にて上記締切日までに、加入依頼書の提出(必着)と該当保険期間の合計保険料が着金するようにお振込みをお願いします。

加入依頼書送付先

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3-21

ちよだプラットフォームスクエア1123

一般社団法人ドゥーラ協会 事務局 宛

保険料振込先

三菱東京UFJ銀行 江戸川橋支店(060)

普通 0063778

一般社団法人ドゥーラ協会

施設所有管理者賠償責任保険のあらまし

| 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|---|
| <p>この保険では、事務所、店舗、工場等さまざまな施設の所有者や管理者、またはイベントの主催者等の監督者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 <p>1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額(免責金額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> | <p>この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用者等が記名被保険者の業務中に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 など <p>【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ②航空機、昇降機もしくは自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車(をいいます。))の所有、使用もしくは管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。))もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任 ③給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏れいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ④屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑤仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑥被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑧次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など |

受託者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、他人から預かった物(受託物)を特定の施設内で保管している間、または施設外で管理している間に、火災・盗難・取扱いの不注意等により受託物を損壊したり、盗まれたりしたため、預け主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

- ① 損害賠償金(修理費等)
- ② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために支出した費用
- ③ 損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用
- ④ 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
※ 損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。
- ⑤ 損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
- ⑥ 受託物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用

1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額(免責金額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。
なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

【賠償責任保険追加条項の免責事由】

- ① 原子核反応または原子核の崩壊
- ② 石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ③ 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
- ④ 専門職業危険
 - ・ 医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任
 - ・ 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 など

【特約条項の免責事由(受託者特約条項の場合)】

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐欺に起因する賠償責任
- ② 被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ④ 受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)、ねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任
- ⑤ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは沁らんする液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦ 受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧ 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)、船舶もしくは航空機が法令に定められた資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間、または酒気帯び状態の者によって運転もしくは操縦されている間に発生した損害に起因する賠償責任 など

生産物賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

- ① 損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)
- ② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために支出した費用
- ③ 損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用
- ④ 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
※ 損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。
- ⑤ 損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
- ⑥ 他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用

1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額(免責金額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

* 事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

【賠償責任保険追加条項の免責事由】

- ① 原子核反応または原子核の崩壊
- ② 石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ③ 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
- ④ 専門職業危険
 - ・ 医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任
 - ・ 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
- ⑤ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
(注)「管理財物」といい、以下のアからウに限定されています。
 - ア. 記名被保険者が所有する財物
 - イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)
 - ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 など

【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】

- ① 生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)
- ② 記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 など

ご注意

- ドゥーラ賠償責任保険は賠償責任保険普通保険約款および各種特約条項および追加条項等により構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高等に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込日から3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。
- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供を行行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②業務内容
- ③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

事故が発生した場合

●万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

<1>以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

- (1) 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
- (2) 上記(1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- (3) 損害賠償の請求の内容

<2> 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

<3> 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

<4> 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

<5> 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。

<6> 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

<7> 上記<1>から<6>のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

| | 必要となる書類 | 必要書類の例 |
|---|---|--|
| ① | 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類 | 保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など |
| ② | 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類 | 事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など |
| ③ | 保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類 | ①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など |
| ④ | 保険の対象であることが確認できる書類 | 登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など |
| ⑤ | 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類 | 同意書 など |
| ⑥ | 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 | 示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など |

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●事故が起きた場合

事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】
0120-727-110

＜受付時間＞

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)ご不明がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

<お問い合わせ先>

【保険契約者】

一般社団法人ドゥーラ協会

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクエア1123

TEL: 03-3386-6355 [受付時間] 平日：午前10時から午後5時まで

【取扱代理店】

株式会社ウーベル保険事務所

〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5 ニュー新富ビル8階

TEL: 03-3553-8552 [受付時間] 平日：午前9時15分から午後5時15分まで

【引受保険会社】

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL: 03-3349-5113 [受付時間] 平日：午前9時から午後5時まで